

県営住宅の
「あたより」

NEW
みんなで協力

らいふ

明るい生活

第20号

令和2年度収入申告書について

同封の収入申告書は、減免の継続および令和3年度の家賃を決める大切な書類です。

提出期限内までに必要書類を揃え、必ず提出してください。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

NO	事項	提出するもの	いつまでに？
1	・子供が生まれたとき ・同居者が就職等で転出したとき ・同居者が亡くなったとき	同居者異動届と必要書類	30日以内
2	親族等を同居させるとき	同居承認申請書と必要書類	一緒に住む前に
3	離婚により名義人が転居したとき 名義人が亡くなったとき	承継入居承認申請書と必要書類	15日以内
4	連帯保証人の変更をするとき	連帯保証人変更申請書と必要書類	遅滞なく
5	連帯保証人の届出事項（住所、氏名等）を変更するとき	連帯保証人届出事項変更届と必要書類	遅滞なく
6	15日以上住宅を使用しないとき	住宅を使用しない届出	遅滞なく

- 各申請等については、住宅管理センターの各センター管理課へお問合せください。
- 各申請手続きに使う書類は、住宅管理センターに請求していただくか、ホームページからもダウンロードできます。
- 各種申請・届出の締日は毎月20日（休業日の場合は前営業日）となります。

新型コロナウイルス感染対策

当センターは、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを行っています。

来所の際は、事前に電話で予約されるようお願いいたします。

3密へ配慮

- ・ビニールシート、クリアボードの設置等
- ・来客窓口の間隔拡大
- ・定期的な屋内換気
- ・来所者専用通路の設置（水戸センター）

来所者・職員への配慮

- ・手指消毒・うがい・マスク着用の奨励
- ・毎日の検温、発熱時の出勤停止等
- ・時差出勤の活用
- ・業務に支障がない範囲での交代勤務の実施

業務の実施体制

- ・電話相談の促進
- ・各種届出・申請の郵送提出の促進
- ・入居書類等の郵送対応の実施
- ・電話による修繕受付

ご不便をおかけいたしますが、感染拡大の防止、来所者の皆様の安全確保のため、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

あなたの家のベランダは大丈夫？

《ベランダ危険度チェック表》

- 植木鉢などが多く置かれていないか？
- 室外機やゴミ箱等の子供が登れる物を置いていないか？
- ベランダへ出る扉・サッシ等の錠が、子供の手の届く位置にないか？

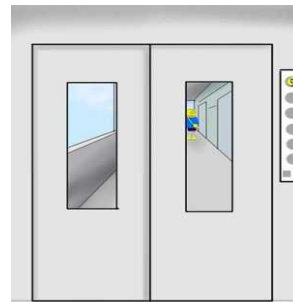
《対策をとろう！》

- ➔ 極力ベランダに物を置かない！
- ➔ 子供が登れないようにする！
(例：上に斜めの板をつける、高い柵で囲う)
- ➔ 子供の手の届かない位置に、補助錠をつける



エレベーターの乗り降りに注意しましょう！

年間に数件、エレベーターの閉じ込め事故が発生しています。その原因として機器の問題以外に物理的な衝撃によって閉じ込めが起こることもあります。そういった事故を未然に防ぐために乗り降りや荷物を運搬する際は十分に注意しましょう。



特にエレベーターのかご内部のドアは衝撃に弱く、停止することがあります。

手続き等に関するお問合せ先

茨城県県営住宅指定管理者



一般財団法人茨城県住宅管理センター

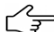
●連絡先

水戸センター	日立センター	つくばセンター
水戸市大町3-4-36大町ビル2F	日立市助川町1-8-15 ブルーバード学園ビル1F	つくば市小野崎260-1 ヒロサワつくばビル1F
県央・鹿行 県北(日立・高萩・北茨城除く)	県北 (日立・高萩・北茨城)	県西・県南
管理課 029-226-3350	管理課 0294-32-7361	管理課 029-853-1370
施設課 029-226-3300	施設課 0294-32-7796	施設課 029-879-7181
F A X 029-233-2424	F A X 0294-87-6612	F A X 029-879-7701

●担当する業務

入居中のご相談・保管場所使用承諾証明書発行等	各センターの管理課
修繕に関すること	各センターの施設課
退去手続きに関すること	工務課 029-228-3090

※平日受付時間は、8：30～17：15 その他夜間休日における緊急トラブル(水漏れ・断水・停電等)及び緊急を要する事故等(火災・安否確認等)は、コールセンター**0120-303-440** にお願ひします。

一般財団法人茨城県住宅管理センターホームページ  <http://www.ijkc.jp>